

農地中間管理事業の推進に関する基本方針

平成26年3月
兵庫県

農地中間管理事業の推進に関する基本方針

平成26年3月
兵庫県

担い手へ農地の集積・集約を進めるため、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号、以下、「法律」という。）第3条に基づき、本県の農地中間管理事業の推進に関する基本方針を下記により定める。

記

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

概ね10年後の平成35年度目標は、下表のとおりとする。

	現在（平成22年度）	概ね10年後（平成35年度）
耕地面積	75,800ha	75,800ha
うち担い手が利用する面積	11,122ha	50,028ha
育成すべき経営の数		
(1)認定農業者		
うち個人	2,450 経営体	2,945 経営体
うち法人	159 組織	185 組織
(2)集落営農	184 経営体	1,500 経営体
(3)認定就農者	49 経営体	200 経営体
(4)その他	86 経営体	0 経営体
/	15%	66%

市町基本構想に示す効率的かつ安定的な農業経営の指標を達成していると認められた者（認定農業者を除く）

2 1以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

目標は、次のとおりとする。

- (1)農地中間管理機構設立後、機構が貸し付けを行う担い手のデータにより農用地の団地状況を把握し、団地面積を高めていく。
- (2)耕作放棄地については、認定農業者等の担い手や新たに農業に参入を希望する企業、新規就農者の意向を確認しながら、その利用促進に取り組んでいく。

3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

本県農業は、小規模兼業農家が約 8 割を占めており、平成 22 年に基幹的農業従事者の約 7 割が 65 歳以上となり、農業就業者の平均年齢が全国平均 65.8 歳を上回る 67.8 歳となるなど高齢化が進行している。

このような状況を踏まえ、本県農業の持続的発展を図るため、認定農業者や集落営農組織など担い手を確保・育成するとともに、農地利用を集落で話し合う人・農地プランの作成を進め、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約を促進する。

(1) 基本的な進め方

農地の集積・集約を実効あるものとするため、人・農地プランの作成等により、担い手の確保や農地の集積・集約の話し合いが進んでいる地域など農地中間管理事業が効率的・効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域で優先的に実施する

(2) 県、機構及び市町等関係機関の連携及び協力

県と機構本社、地域農地管理事務所が一体となって農地の集積・集約の円滑な実施を図るため、推進体制を構築し、推進方針を定めて、取組を進める。

また、市町、農業委員会、JA 等関係機関と協議会を設け、連携を図る。

(3) 関連施策との連携

農地の集積・集約にあたっては、集落コミュニティによる地域の水路・農道等の管理活動を支援する日本型直接支払制度と連携を図る。

4 農地中間管理事業の実施方法について

(1) 機構は、市町等関係機関と連携し、機構への貸付希望者の把握を行うとともに、機構からの借受希望者をインターネット等により募集する。

(2) 機構は、農用地等の賃借権の設定等を行うときは、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないよう、地域の農業の健全な発展を旨として、公正かつ適正に貸付等の相手先を調整し、農用地利用配分計画の決定を行うこととする。

なお、機構業務の効率的な推進を図るため、市町に農用地利用配分計画の案の作成を求めることを基本とする。

(3) 機構は、農地中間管理事業を実施するにあたり、必要がある場合は、市町、市町公社、農業協同組合、土地改良区等に対して、委託できるものとする。

5 農地中間管理事業に関する啓発普及について

(1) 人・農地プランの作成及び見直しの過程において、集落・地域に農地中間管理機構の活用方法等について、周知徹底を図る。

(2) 市町、農業委員会、農業協同組合等関係機関が開催する研修会や広報紙、インターネット等で農地中間管理事業の事務手続き等を広く啓発普及するとともに、パンフレットによる優良事例の紹介を進め、機構による農地の集積・集約の機運の向上を図る。